

平成23年6月28日

株 主 各 位

東京都荒川区西日暮里6丁目22番22号

クリナップ株式会社

代表取締役社長 井 上 強 一

第58回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

このたびの東日本大震災により被害を受けられました皆様に、謹んでお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復旧と皆様のご健康を心よりお祈り申しあげます。

さて、本日開催の当社第58回定時株主総会において、下記のとおり報告および決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第58期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第58期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

この結果、第58期の期末配当は1株につき金5円と決定いたしました。

これにより、中間配当金を加えました当期の年間配当金は1株につき10円となりました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を表します)

変 更 前	変 更 後
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～5. (条文省略)</p> <p>6. 不動産の売買、賃貸、<u>仲介</u>、管理および土地造成</p> <p>7. ～10. (条文省略)</p> <p>11. <u>有料老人ホームの経営に関する事業</u></p> <p>12. ～16. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>17. (条文省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は<u>必要がある場合に</u>随時これを招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第15条～第21条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～5. (現行どおり)</p> <p>6. 不動産の売買、賃貸、<u>管理</u>および土地造成</p> <p>7. ～10. (現行どおり)</p> <p>11. <u>有料老人ホームの経営</u></p> <p>12. ～16. (現行どおり)</p> <p>17. <u>宿泊施設の経営</u></p> <p>18. (現行どおり)</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は<u>必要ある場合に</u>随時これを招集する。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第16条～第22条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p>第23条 当社は、<u>会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

(下線は変更部分を表します)

変 更 前	変 更 後
(取締役会規則) 第22条 (条文省略) (報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、 <u>報酬等</u> という。)は、株主総会の決議によって定める。 第24条～第36条 (条文省略) (期末配当金) 第37条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当 (以下、「期末配当金」という。)を支払う。 第38条～第39条 (条文省略)	(取締役会規則) 第24条 (現行どおり) (報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「 <u>報酬等</u> 」という。)は、株主総会の決議によって定める。 第26条～第38条 (現行どおり) (期末配当金) 第39条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当 (以下、「期末配当金」という。)を行う。 第40条～第41条 (現行どおり)

第3号議案 監査役3名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、
監査役に山根康正、新谷謙一、有賀文宣の3氏が再選され、
それぞれ就任いたしました。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、補欠監査役に館 孫藏氏が、
選任されました。
なお、館 孫藏氏は補欠の社外監査役として選任されました。

以 上

本総会終了後に開催された監査役会の決議により、常勤監査役に山根康正氏が
が選定され、就任いたしました。

~~~~~  
第58期期末配当金のお支払いについて

○口座振込をご指定の方

同封の「期末配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」をご確認下さい。平成23年6月29日（水）付をもってご指定の口座にお振込の手続きをいたします。

○ゆうちょ銀行または郵便局でお受取りの方

ゆうちょ銀行または郵便局での払渡しの期間は、平成23年6月29日（水）から平成23年7月29日（金）まででございますので、同封の「期末配当金領収証」に必要事項をご記入、ご押印のうえ、最寄りのゆうちょ銀行または郵便局でお受取り下さい。

~~~~~  
株主名簿管理人 連絡先

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

電話 0120-232-711（通話料無料）



この決議ご通知は、環境に優しい植物性大豆油墨を使用しております。